

各報道機関 様

令和4年12月23日配信

住民訴訟判決を受けて市長コメント(一部訂正)

令和元年5月に佐賀地方裁判所に提訴され、令和4年3月18日に判決が言い渡された住民訴訟(市が民間事業者に委託した契約行為「平成29年度嬉野温泉駅周辺景観ガイドライン策定業務委託契約」の無効を認めさせ、損害賠償を求めるもの)の控訴審において、本日、福岡高等裁判所で控訴棄却の判決が言い渡されました。

判決では、原告の請求が退けられ、本市の主張が認められたものと受け止めております。

本市としましては、今後も引き続き、市政の適切な運営に努めてまいります。

新幹線駅周辺整備関連の業務委託契約6件について、それぞれ違法であると佐賀地方裁判所に提訴された分(うち2件は併合となり、判決は4本となりました。)の控訴審判決です。

3件はすでに判決が出されていたので、これが最後の判決となります。

嬉野市長 村上大祐

<お問い合わせ>

嬉野市役所 総務・防災課

担当 太田 TEL0954-66-9111